

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之でございます。七月の参議院選挙以降初めての質疑でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

冒頭、質問通告させていただいていないんですけれども、いわゆる土人発言について稲田大臣の御見解を一言伺わさせていただきたいと思えます。

報道等あり、また官房長官も会見で認めているようにいらっしゃいますけれども、十八日に大阪府警の機動隊員が土人という発言をしたということ、差別的表現であり、断じて許されないものだと考えますけれども、こうした事態について、稲

田大臣、どのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(福田朋美君) 防衛省として、報道にある警察官の発言についてお答えする立場ではありませぬけれども、でも、官房長官がおっしゃったように、不適切な発言であり、大変残念な発言である、私も全く同じ思いでございます。

その上で、防衛省としては、沖縄の負担軽減のため一日も早い北部訓練所の過半の返還に向けて、引き続き環境の保全及び施工の安全に最大限配慮しつつ、移設工事を着実に進めてまいりたいと考えております。

○小西洋之君 まさにそのヘリパッドの移設工事の関係で起きている事件でございますので、防衛省が政府として答える立場にないという答弁は極めて不適切だと思えます。こうした発言以外にも、この沖縄の現場では、果たして法治国家として許されるのであろうかという様な様々な言動があるということがネット上の動画などでも確認されるところでございますので、政府にありましては、当たり前のことではございませんけれども、法を守ると、そうしたことをきちんと踏まえていただきたいと思えます。

今、こうした沖縄で大きな問題が起きているその根本でございますけれども、今日の質問でございます先日の所信で、稲田大臣、また岸田大臣の方から安保法制、特に稲田大臣の中でこの安保法制の施行についてのお話ございました。

我が国の最高法規である憲法、憲法が、法論理ではない解釈、法論理ではない解釈でございますので分かりやすく言えは不正でございますけれども、不正の手法によって最高法規の規範が変えられて、そして国家権力最大の発動である武力行使、集団的自衛権の行使が解禁をされている。まさに世界史に残るような暴挙が行われているということ、私はこの外交防衛委員会、昨年からの追及をさせていただいております。新しく大臣になられました稲田大臣に、その問題について質問をさせていただきます。

委員の皆様のお手元に三部の資料をお配りさせ

ていただいております。カラーの資料、また二年前の七月一日の閣議決定、そして関係の議事録のものでございます。この白い方の資料ですね、カラーでない資料はカラーの資料の一次資料というような位置付けで御覧をいただければというふうでございます。

では初めに、簡単に、七月一日の閣議決定、集団的自衛権の解釈変更の安倍政権の合意の主張について確認をさせていただきたいと思えます。こちらのカラーの資料を御覧いただきたいと思うんですけれども、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる、したがって、従来の政府見解における憲法九条の解釈の基本的な論理の枠内で論理的な帰結を導く必要があるということをおっしゃっております。

政府の憲法解釈には、九条からの論理的整合性、また歴代政府の積み上げられた、議院内閣制の下での、この国会の内閣監督の下での歴代政府の、各政府の憲法解釈、九条解釈との論理的整合性、またそれらを総合したところの法的安定性が求められる、これを逸脱してはならない。なので、解釈変更するに際しても、この枠内で行わなければいけない。じゃ、枠内は何かという、基本的な論理というものをおっしゃっているわけでございます。つまり、憲法九条解釈の歴代政府の変わらない解釈の肝、基本的な論理というものがあるんだということを言っているわけでございます。

じゃ、その基本的な論理は、下の二番で示されております。青い文字の部分ですね。この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力の行使は許容される。で、続けて、これが、憲法九条の歴代政府の安倍内閣が認識するところの解釈の肝、すなわち基本的な論理であり、それが昭和四十七年十月十四日に政府から提出さ

れた資料、集団的自衛権と憲法の関係に明確に示されている。今申し上げました昭和四十七年十月十四日の政府から提出された、参議院の決算委員会に提出された資料が私のお手元にあります。いわゆる昭和四十七年政府見解でございます。

皆様のお手元の七月一日の閣議決定のこの紙を一枚めくっていただきますと、このフルページが出てまいりますので御覧をいただきたいと思えます。

つまり、安倍内閣が七月一日の閣議決定で明記し断言していることは、限定的な集団的自衛権なるものを許容する憲法九条の基本的な論理がこの昭和四十七年政府見解の中に示されている、つまり存在しているというふうには言っているわけでございます。

それを、じゃ、今から確認させていただきます。一枚このカラーをおめくりいただけますでしょうか。

これは、昨年の六月十一日に、私が横島長官にこの外防委員会で確認をした答弁でございます。また、その次は八月三日の答弁でございます。ちよつと続けて確認をさせていただきたいんですけれども、それぞれの答弁ですね、先ほど配付しました議事録資料の一ページから二ページにわたって掲記をさせていただいているところがございます。

私の質問に対して、昭和四十七年見解を作ったときに限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が、この昭和四十七年政府見解のときに、これを作ったときにですね、昭和四十七年のときの時点で含まれているんですねという問いに対して、横島長官は、法理としてはまさに当時から含まれているというふうには言っているわけでございます。

さらに、これを分かりやすく言うと、この昭和四十七年政府見解、当時の内閣法制局長官、吉國長官たちが作って決裁して参議院の決算委員会に提出したものでございます。作成者がいるわけでございます。つまり、この四十七年見解の中に限定的な集団的自衛権の法理が存在するという意味

は、当時これを作った吉國長官、また真田次長、角田第一部長、また起案をした早坂参事官、この四名の頭の中に、憲法九条において集団的自衛権を許容する基本的な論理というものがある、それがこの四十七年見解の中に書き込まれたんですねということを私が聞きまして、この横島長官は、そういう考え方を当時の担当者皆持っていたということであろうというお答えをされているというふうには聞いております。

今確認させていただいた政府の二つの答弁ですね、稲田大臣も政府の答弁として引き継がれるということでしょうか。

○國務大臣(福田朋美君) 政府が再三説明しております昭和四十七年見解の基本的な論理とは、憲法九条の下でも、自国の平和と安全を維持し、存立を全うするために必要な自衛措置をとることを禁じているとは解されない。そして、一方、この自衛権の措置は、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためやむを得ない措置として初めて容認されるもの、そのための必要最小限度の武力の行使は許容されるというものでございます。

この四十七年の政府見解の論理の組立てからすると、御指摘の外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限定されないということでございます。

○小西洋之君 聞かれた、お尋ねしたことだけに簡潔にお答えください。

先ほど私が読み上げた二つの私の質問ですね、平成二十七年六月十一日、また平成二十七年八月三日の私の横島長官に対する質問かつその答弁、その答弁の法理は、政府として稲田大臣は引き継いでいるということでしょうか。イエスかノーか。自衛隊員の命が懸かる質問をしています。どうぞ。

○國務大臣(稲田朋美君) そういうことでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今、稲田大臣が先に私の次の質問をおっしゃってくださったんですけれども、答えてくださったんですけど、昭和四十七年政府見解の中に、これを作った当時から、集団的自衛権の、限定的な集団的自衛権の法理が、なぜ含まれる、なぜそういう説替えをできるのかということについて、安倍内閣は驚くべき説明をしているわけでございます。

この資料の、私の先ほどのこのパワーポイントの絵の資料の右の上の方を御覧いただけますか。それと同時に、皆様のお手元の昭和四十七年政府見解の資料を一枚おめくりいただきまして、下にマジックでページ番号を付与しておりますけれども、四ページ御覧いただけますでしょうか。四ページですね。この四ページ、マジックを引いたところに「外国の武力攻撃」という言葉がございます。昭和四十七年政府見解の中に、「あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態に対処し」という言葉があります。この言葉は、先ほど私がお示しした七・一閣議決定の中にそのまま入れられております。

安倍内閣は、今まさに稲田大臣がおっしゃいましたけれども、外国の武力攻撃、誰に対するって書いていないじゃないかというふうに言い始めたんです。確かに書いていないんです。確かに書いていない。ただ、まともな日本語の読み方を論理的にできる方であれば、これは、我が国に対する外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるためにやむを得ない手段として必要最小限度、すなわち限定された個別的自衛権を九条の下でぎりぎり発動できるという解釈、読み方しかなできないはずなんです。が、安倍内閣の皆様は、誰に対するって書いていないんだから、同盟国など他国、我が国の同盟国など他国に対する外国の武力攻撃もここに読める

と言っているわけでございます。

じゃ、読めたらどういう文章になるかといいますが、同盟国に対する外国の武力攻撃によつて国民の生命などが根底から覆される急迫不正の事態。同盟国アメリカ、外国イランと当てはめてみますと、同盟国アメリカに対する外国イランの武力攻撃によつて日本国民の生命などが根底から覆される急迫不正の事態、安倍総理が言っているホルムズ海峡の事例がで上がる。つまり、集団的自衛権の法理が、この昭和四十七年政府見解の中に作られた当時から存在することになると言っているわけでございます。

じゃ、稲田大臣にもう一度確認をさせていただきます。この絵の右下の質問の答弁ですね、横島長官の答弁。昨年の、平成二十七年三月二十四日の私の質問ですけれども、同盟国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれる。マジックで二ページでございます。二ページの右下でございます。二ページの右下の横島長官の答弁でございます。私の質問、同盟国に対する外国の武力攻撃ということもここに、昭和四十七年政府見解の先ほどお示しした外国の武力攻撃という文言、ここに概念的に含まれるという理解でよろしいですかという質問をしています。それに対して横島長官は、昭和四十七年政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるというふうに答弁しております。

政府の解釈として、また、稲田大臣の解釈として、考え方として、この横島長官の考え方を認めて引き継いでいるということでもよろしいですか。

○國務大臣(稲田朋美君) これは、昭和四十七年の政府見解の、外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるというように急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとされるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである、この論理を今、横島法制局長官も述べられたものと解釈

をいたしております。

○小西洋之君 もうイエスカノーかで簡単にお答えいただけますでしょうか。

今私がお示した平成二十七年三月二十四日の私の質問と横島長官の答弁は、この議事録の資料の二ページにそのまま書いてあります。政府の答弁ですから、この政府の答弁、横島長官が述べている法理を稲田大臣も政府の一員として、また安倍政権も政府として引き継いでいるということよろしいですか。イエスカノーかでお答え。

疑がございます。この昭和四十七年見解の表紙に書いてありますけれども、参議院決算委員会、当時の参議院の決算委員会の昭和四十七年九月の十四日、社会党の水口宏三さんという先輩議員の方からの質問に対して、吉國長官がそこで集団的自衛権は絶対にできません、憲法九条を変えない限りできませんという法理を繰り返し繰り返し述べて、その結果作られたのが実はこの昭和四十七年政府見解でございます。作るきっかけになった国会答弁が九月の十四日であることは、横島長官始め安倍内閣は何度も安保国会を通じて答弁をしているところでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。お認めいただけます。つまり、安倍内閣は、この昭和四十七年政府見解の中の、確かに誰に対すると書いていない「外国の武力攻撃」という文言を、我が国に対するとしか読めないはずのものを、同盟国に対すると武力攻撃とも読み替えることができるという勝手に考えて、それによつてこの昭和四十七年政府見解の中に集団的自衛権の論理を捏造して、憲法九条の下で禁止されているはずの集団的自衛権ができるという解釈をつくって、その基で昨年法律を強行採決しているわけでございます。四十七年見解の中に集団的自衛権の論理を捏造している、その証明の追及をこれからさせていただきます。

このカラーの資料、これを一枚おめくりいただけますか。昭和四十七年九月の十四日の吉國法制局長官、この四十七年見解を作った長官の答弁が出てまいります。この議事録の白い資料の方には二ページから続いております。

実は、この昭和四十七年政府見解、皆さんのお手元にカラーでありますけど、御覧いただけますように、作られたのが昭和四十七年の十月の七日の決裁でございます。私も、かつて霞が関でこの決裁をたくさん作っております。吉國長官が決裁したのは十月の七日、国会に提出をしたのが一週間後の十月の十四日、そして、この昭和四十七年政府見解、作るきっかけになった国会の質

では、稲田大臣に、このカラーの資料をちょっと御覧いただければ、三ページのカラーの資料の一番左上の、まず吉國長官の答弁ですね。我が国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいまして、集団的自衛のための行動は取れないと、これは私も政治論として申し上げているのではなくて、憲法九条の法律的な憲法的な解釈として考えておるというふうに述べております。

安倍政権の、外国の武力攻撃を同盟国に対する外国の武力攻撃と読み替える、その恣意的な説替えをこつぱみじん打ち砕く完璧なる答弁でございます。我が国に対する侵略、外国の武力攻撃が発生して初めて、初めて、それ以前にはできないけど、それ以外にもできない、初めて自衛のための措置をとり得る、つまり限定された個別的自衛権のみをとり得るのだということからいまして、集団的自衛のための行動は取れないと書いています。しかもこれは、いや、日米同盟がどうだ、いや、我が国を取り巻く安全保障環境がどうだ、そういう政策論、政治論ではなくて、最高法規である憲法九条の法律論、憲法解釈として考えているというふうには言っております。

稲田大臣に伺います。昭和四十七年政府見解を作った吉國長官が作るきっかけになった国会答弁で、同盟国に対する外国の武力攻撃の段階では自衛の措置はとれないと

言い、ゆえに集団的自衛のための行動は取れない、集団的自衛権は発動できないと明言しています。これは憲法九条の法的な解釈論だと言っています。この答弁がありながら、なぜ安倍内閣はこの昭和四十七年政府見解の外国の武力攻撃を同盟国に対する外国の武力攻撃と読み替えて、この中に限定的な集団的自衛権が、吉國長官たちが作った当時の頭の中にあつて書き込んだと、そういう主張ができるのでしょうか。

論理的に、自衛隊員の命が懸かっています、あなた、安倍内閣あるいはこれから将来の内閣の集団的自衛権の出動命令で自衛隊員は戦死に直面する戦いを強いられる。命が懸かっています。論理的にお答えください。

○國務大臣(福田朋美君) 何度も恐縮ですけれども、四十七年の基本的論理は、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認をされる、そしてその措置は、右の事態を排除するためのとらるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきだ、これが基本的論理でございます。それを、今御指摘の吉國長官は、当時の安全保障環境の事実認識に当てはめられたということでございます。

昭和四十七年当時の安全保障環境は、北朝鮮は弾道ミサイルや核兵器を保有していなかった、弾道ミサイルに対抗するミサイル防衛という手段もなかった、当時の米軍の兵力数は現在に比べ強大であった、当時は米ソ冷戦構造時代であった、これが吉國長官が答弁をされたときの時代背景であります。その時代背景、その当時の安全保障環境に照らして昭和四十七年見解に言う基本的な論理に当てはめれば、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるというのが当時の事実認識であつたわけでありませう。

しかしながら、しかしながら、今日、我が国を取り巻く安全保障環境は、その昭和四十七年の政府見解がまとめられたときから四十年も過ぎて、

想像も付かないほど変化をしており、今や脅威は容易に国境を越えて、もはやどの国も一国のみで自国の安全を守ることができない時代となつたわけでありませう。

具体的に、昭和四十七年当時と、その政府見解がまとめられ、今委員がおっしゃった長官の答弁がなされた当時と比べれば、例えば、米軍の規模は、兵員数、艦艇の隻数、航空機の機数のいずれも半分になっております。北朝鮮は、当時保有していなかった弾道ミサイルを大量に保有し、数百発が我が国の大半を射程に収めて、ミサイルに載せるための核開発も行つております。同時に、我が国は当時存在しなかった弾道ミサイル防衛システムを保有するに至り、その運用には従来にない日米の極めて緊密な協力が不可欠となつております。中国は、東シナ海において、尖閣諸島周辺の領海において公船による侵入を繰り返す、また境界未画定海域における一方的な資源開発を行つているところであります。

そういった安全保障環境の変化を踏まえて、昭和四十七年見解の基本的論理に当てはまる場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきた従前の事実認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当てはまるとしたものでございます。

○委員長(宇都隆史君) 福田防衛大臣に申し上げます。答弁は簡潔にお願いをいたします。

○小西洋之君 福田大臣に、今日質問通告で自衛隊の服務の宣誓という紙を配らせていただいております。こちらの七月一日の閣議決定の紙の十二ページですけれども。

ちよつと時間があれですので私が読み上げますけれども、自衛隊の服務の宣誓ですね、入隊する自衛隊員が全員行う宣誓です。「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、」日本国憲法及び法令を

遵守し、次、割愛させていただきます。「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」という、まさに命の宣誓をしているところでございます。

私が質問しているのは、全自衛隊員が事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務める、こんな宣誓をしているのは、警察官も消防隊員も誰もしていません。私もかつて公務員でしたけど、自衛隊員だけです。命懸けで戦うという自衛隊員が誓っている、日本国憲法及び法令を遵守し、安倍内閣の解釈変更によって安倍内閣が作り出した日本国憲法を遵守し、そして昨年強行採決した安保法制を遵守し、その下で命を懸けて戦うというふうに誓っているんです。誓わせている相手はあなた、あなたと言つて恐縮ですけれど、福田大臣です。誠実な答弁をしてください。法論理に基づかない不正によって捏造した解釈、それによって法律を強行採決した、そうではないかということを私は追及しているんです。そうでないという説明をちゃんと自衛隊員にできるように、自衛隊員の命、尊厳が懸かつた質問をしているというふうにご捉えていただきたいと思います。

じゃ、今、福田大臣が長々答弁したものは後で簡単に論破させていただきますので、今のこの資料の七ページを御覧いただけますか。七ページ、あと八ページ、九ページでございます。

七ページは、今年の九月の十九日、昨年安保法制が強行採決されて一年がたつた日でございます。朝日新聞の社説でございます。朝日新聞の社説。昨日、防衛省にはお届けて、質問通告もさせていただきますのでお目通しされていると思っております。七ページですね。朝日新聞の社説、「まだ「違憲」のまま」と。これは、日本の報道機関が初めて、憲法学者が違憲だと言っているからではなくて、報道機関自らの見識で安倍内閣の解釈変更は違憲だと断じた記事の一つでございます。その理由、線を引つ張つていませうけれども、一九七二年の政府見解、昭和四十七

年政府見解であるということでございます。次、おめくりいただけますか。翌日の九月の二十日東京新聞ですね。「違憲性は拭い去れない」というタイトルでございます。やはり違憲だと断じているんですが、その根拠は昭和四十七年政府見解のこの読替えでございます。「それはあまりにも乱暴で、粗雑な議論である。当時、この見解作成に関わつた人は、集団的自衛権を想定したものでないことを証言している。」というふうなことを言つております。「安倍内閣の手法は、歴史の検証には到底、耐えられない。」と言つております。

次の九ページ、共同通信の七月一日の配信記事、参議院選挙のど真ん中です。タイトル、「崩される「立憲主義」 危機感持つ投票者」というふうにおっしゃつております。この昭和四十七年政府見解、実は、作つた三人のうちの角田さんは御健在でございます。角田さんに、作つた御本人にこの共同通信の太田さんという、有名な編集委員の方ですけれども、取材をされております。作つた角田さんは、攻撃の対象は日本のごと、さつきの外国の武力攻撃の対象は日本のごと、同盟国のごとは考えていなかったというふうにおっしゃつております。よつて、共同通信の記事として、崩される立憲主義、危機感を持つ投票者というところを書かれております。

これは、安倍政権の解釈変更の合憲性の法理、主張と真つ向から反する、それを否定する朝日新聞の社説であり東京新聞の社説であり共同通信の記事なんですけれども、これらの新聞記事は、安倍内閣、そして自衛隊・防衛省を所管する福田大臣として間違つている、法理として間違つているということをお述べているというお考えでよろしいですか。

○國務大臣(福田朋美君) マスコミ各社の社説について政府としてコメントをすることは差し控えたいと思つております。

その上で、平和安全法制は、国権の最高機関である国会において二百時間超の審議の上で成立を

した、現行憲法の下で適切に制定され、憲法に違反するものでないことは、砂川判決に照らしても私は明らかだと思えます。また、与党だけでなく野党三党の賛成も得て、野党、十党のうち五党の賛成も得て、より幅広い合意を形成することができたというふうに思っております。

○小西洋之君 もう答弁拒否で時間稼ぎをされるので。
新開各社は違憲だと断じていますので、稲田大臣は最後に私は合憲だと考えているというふうにおっしゃいましたので、この新聞の記事が間違っているという答弁を国会でいただいたものだと理解を、趣旨の答弁をいただいたものだと理解を、趣旨の答弁をさせていただきます。

この昭和四十七年政府見解の読替えが法理でも何もない単なる暴挙であることは、実は今、憲法学者の皆様も論文で発表されるようになっております。この十一ページですね。
今年の岩波書店の「世界」という月刊誌の八月号ですね。野坂泰司先生という憲法学者、これ司法試験の憲法問題を作る委員会の座長も務められたような著名な憲法学者ですけれども、この線を引く張つてあるところですね。昭和四十七年政府見解のこの読替えは、もう牽強付会のそしりを免れない。

稲田大臣、牽強付会ってどういう意味かは御存じですか。
○国務大臣(稲田朋美君) 自分の都合のいいように論理をねじ曲げることでありますが、しかし私は、今回の平和安全法制がそういうものだと考えておりません。
○小西洋之君 牽強付会は、まさに広辞苑でその

とおり書かれておりました。さすがでございます。さすがでございます。

では、重ねて先ほどの質問に戻らせていただきますけれども、吉國長官が作るきっかけになった国会答弁で、先ほどお示ししましたカラーの資料ですね。ほかにも、この昭和四十七年の九月の十四日、もう吉國長官もこれでもか、これでもか、これでもかと、集団的自衛権はもう絶対にできないという答弁をされているんですね。

かいつまんで申し上げますと、左の下ですけれども、憲法九条の戦争放棄の規定によって他国の防衛をやるといことは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない、九条をいかに読んでも読み切れない。(発言する者あり)三ページの左下ですね。
○委員長(宇都隆史君) 横紙のポンチ絵です。
○小西洋之君 委員長、ありがとうございます。よろしいですね。もう時間があれですので、三ページの横紙の、さらに、この右上の方の答弁ですね、右上の方の答弁を読みますから見ていただけますか。

憲法九条の規定が容認しているのは個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだ。昭和四十七年見解を作った人ですよ、作るきっかけになった国会答弁ですよ。個別的自衛権しか九条の下では自衛権の発動として許されないというふうに出てくるんですね。で、さっきの話、政策論として申し上げているのではなくて、法律論として言っているということをおっしゃっております。さらに、集団自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論を説明しているというふうにおっしゃっております。

この政治論、政策論、法律論の違いなんですけれども、安倍政権の主張はこういうことなんです。この昭和四十七年政府見解には作ったときから二つの法理が、法的な論理が含まれていた。一つはこれまでの個別的自衛権を認める法理、そしてもう一つは限定的な集団的自衛権なるものを認める法理が作られたと言っていたんです。四十

年間誰も気付かなかったんだけれども、一昨年の七月一日に安倍内閣はそれを発見したというふう

に言っているんですね、言っている。
私の質問は、だって、作るきっかけになった国会答弁で、作る人たちが全否定しているんだから、かつ、今御健在の方も生き証人として否定しているんだから、これはそういう文書じゃあり得ないでしようということをお聞きしているわけでございます。

ところが、稲田大臣は、いや、当時は北朝鮮のミサイルとか、こういう危機がなかったとかいうことを先ほどさんさんおっしゃったんですが、関係ないんですね。憲法九条の下で自衛隊がどのような自衛権の発動ができるか。法治国家ですから、その自衛隊に限定的な集団的自衛権を許す法理がこの中に書かれているという安倍内閣の主張だけでも、書かれているかどうかをお聞きしているんです。これを作ったときに北朝鮮の問題があつたかあつたか、そんな話じゃないんですよ。この中に集団的自衛権の基本的な論理がない限り、ない限り、安倍内閣は集団的自衛権を合憲とする理屈を持っていないわけですから、そのことを私は聞いていくわけでございます。

じゃ、稲田大臣に、最後に伺わせていただきます。
作った真田次長は、よもや憲法九条が集団的自衛権を許しているとは思えないと言っています。角田当時第一部長は、集団的自衛権は全然行使できない、ゼロ、一切行使できない、絶対できない、憲法九条の条文を変えない限り集団的自衛権はできないとも後におっしゃっております。

作った方々が全否定している文書から、作った方々が集団的自衛権が九条の下では絶対許容できないというふうなことを、作るきっかけになった国会答弁、その前の国会答弁、その前後の答弁で、これでもか、これでもかとおっしゃられて作られたこの文書から、なぜ安倍内閣は集団的自衛権を合憲だと論理的に主張できるんでしょうか。その一点だけ簡潔に、さっきの服務の宣誓、自衛

隊の服務の宣誓を思い浮かべながら答弁ください。

○国務大臣(稲田朋美君) 簡潔におっしゃいましたので簡潔に申し上げますが、昭和四十七年当時と今とは安全保障環境を取り巻く状況が変わっております。(発言する者あり)それは関係ありません。なぜなら、基本的な論理に当ってはるる場合において安全保障環境が大きく変わっているというところは、私は重要だと思えます。

さらに、その吉國法制局長官は、昭和四十七年九月十四日の委員会において、例えば侵略が現実

に起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底からくつがえされるおそれがある、その場合に自衛のための必要な措置をとることを憲法が禁じているものではないと述べるなど、この基本的な論理を含む答弁をされております。安倍内閣の、四十七年見解の基本的論理と軌を一にし、また、最高裁の砂川判決と軌を一にする解釈であるというふうに考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。
今、この資料、皆様の五ページです、あつ、四ページの左上を御覧いただけますか。
今、稲田大臣が紹介された吉國長官の答弁が載っております。外国の侵略が現実

に起こった場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底からくつがえされる、新三要件の言葉ですね、ここで吉國長官が日本の議会で初めて言っているんですね。国会の議事録検索から一発で分かります。言葉の生みの親なんです。言葉の生みの親。その場合に、自衛のために必要な措置をとるということをお憲法は禁じているものではないというものが憲法九条に対する解釈の根底でございます。ただ、続きがあるんです、続き。その論理から申しまして、集団的自衛の権利という言葉をいうまでもなく、他国が侵略、他国が侵略されるというところは、まだ日本国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないとい

うことで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。他国が侵略、同盟国に対する外国の武力攻撃という局面では、九条の下で日本は自衛の措置をとる段階ではない、とれないと言っているんです。じゃ、いつになったらとれるかというと、続き、日本への侵略、我が国に対する外国の武力攻撃、その局面が発生して、日本への侵略が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動するというふうになっております。

これ、実は、安倍内閣の読替えを否定する最速答弁の一つなんですけれども、重ねて伺います。

この吉國長官の答弁は、憲法九条の下において我が国に対する外国の武力攻撃の発生、すなわち我が国に対する外国の武力攻撃の着手、そこに至った局面以外には、九条の下で自衛権の行使、自衛権の発動はできないということを法理として明確に示しておりますけれども、なぜ安倍内閣は、四十七年見解、外国の武力攻撃を同盟国に対すると読み替えれると主張しているんでしょうか。論理的に、法理としてお示しください。

○国務大臣(稲田朋美君) 基本的な論理は、今述べられたところと全く変わっておりません。ただ、当てはめにおいて、当てはめにおいて、当時の安全保障環境と今と大きく変わっているわけがあります。

したがって、吉國長官が当時答弁された時代には、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態というのは、我が国に対する急迫不正の侵害以外はなかったというのが昭和四十七年の当てはめであって、今の当てはめはそれだけではない、他国に対する侵害であったとしても、新要件の下で、我が国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される場合があるということでございますので、何ら矛盾するものではないと考えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

稲田大臣から、まさに牽強付会、自分に都合のいいように無理に理屈をこじつけることを終始さ

れて、自衛隊員の尊厳、国民の尊厳、そしてかつての悲惨な戦争の下で作られた憲法前文の平和主義の具体化である憲法九条の法理を安倍内閣はじゅうりんしている。

自民党の先生方、また、恐縮ですが公明党の先生方、これが解釈変更の実態なんです。こんな政治を許していいんでしょうか。国会の、国会議員の矜持に懸けてこの安倍政権に退陣をさせる、それが与野党を通じた憲法の義務であることを申し上げて、質問とさせていただきます。